薫蕕録

武

僧4
775
48

門 增4
775
48

薰蕕錄卷之廿參

目錄

長元物語

薫蕕採書之二十弐

中村直道輯録

長元物語 上

一 去佐の国七郡大名七人御所を人と申せし事一
衆殿を万六千貫津野五千貫吉良五千貫
大法良四千貫本山五千貫安藤五千貫香宗
我部四千貫長宗我部三千貫以上八人の内一
衆殿を名別ける七人守護と申せし事中当小
当国人侍又を通倉より下里侍教人経国め件
一 長宗我部殿御先祖其始より元親公まで拾九代
実ハ原の礼一年前元親公御衆六拾を御見て
おねて六月拾九日御病死め件

一 元親公武威の御初田を御しまし一先四國の
主となりて給ふ其御こりを為ぬきたる御祖父國侍
常祐と知行境のあらそいら策となりて
給ふ武遠根より於ける其相手を吉良大法良
本山三人一味志て元親公の御祖父元秀吉城へ
御懸御一報御うち討果ま時元秀の御子息
御衆六川となり給ふ子王殿を人を近敬と申
譜代の侍被たる行波籠に入て歌の中を紛出
同國の内四日御漏てたる備前郡一条殿へ条
右の御ゝ申上るに付くゝ子王殿を一条殿抱れ
うせらるゝ所の件

一 一条殿御法名光秀寺殿と申せし是も武勇御調

略能御しく仕事の内宇和郡へも通半庇を
御おろしお佐國中の諸侍御うち一条殿の
屬幕下所の件

一 一条殿ゟ時ゟ二階住殿へ御あらせなされ御
きこの時長宗我部子王殿七歳にて御ほは
個ひ一条殿御されたに子王此こし戸のごとり
座へとぶからは名字をとりもしまさる
御きまし御らるゝ時御祖の御ぬ内にあし戸の
上ゟ座へとびゆさるゝ者もなり
かゝる所を子王名字のために一命をもてたる
とびやうして一条殿御かゝる御ことなれ御
近習まてもかゝるをなりし申所の件

一 一条殿ゟ本山吉良大法良三人へ書て出理給
らるゝ長宗我部の出本領三千貫出来せし子を
殿へ志んせらるゝ付て出場城まりく元服を
され宮内が猶と代々姫石(けゝや)の件

一 宮内が猶殿二親の出歓本山吉良大法良此三
人を遣帰にて心ゆるといへとも歓大勇なれは御
討ち給ひ丐筑の出てたてもなりしゝ年月
相延而め件

一 宮内が猶殿書て出子男子四人女子四人繁昌な
さるゝに付て本山嫡子を元親ひの姉聟ゟ各
出来合の子細然て以来遣帰もなき様にと縁者に
出来組の時宮内が猶殿出心中にて縁者にも
なるなりしも二親のうらさ討事もやあ為さと縁者
になり給ふ而め件

一 本山殿知行長演と云所に一城を本山ゟ道八
里宮内が猶殿出長城よりハ道三里半入海にて小船
往来の所なり此長演の城に門を立ゝへたさと枝木
様なといへとも上手の大工なくて延引のよし
宮内が猶殿出家中に上手の大工を
と申そうに老人出よびたて長演の城に立な
をそ門外ゟ思ひよりもあくなくとゝ立る城いな
るましきやと出為の時くるんぬさをおしまつそ
仕様何とそ出注ゟ為さと大工中に付て様子なん
うに仕事ゟも譜代の者なれは於て清りして

一 元親公長浜にて初軍の時秦泉寺豊後と申者若輩にて
出合敵を討て御前にさしのつきまはし給ひり
と元親公仰られ様を観一念よりけられたる所
まて抜見れは打きたる共刀鎺元にて金銭之て桐紋
御さしたる也人ともいまた挑候へしと志しておほし
へかし仰られ候時豊後申様敵の働からと候く
と申淘切こ候つまてぬ時まし仰られ候豊後申様
まりこと候く心得すて候と申さて又大将は先
まいりての事と仰ものゝし此為に附豊後申様
大将をかくらぬものまけぬもの也謂は敵先を取
けぬものと申時むと仰られ候此義拍子微候
御三郎殿吉法同中半成る故如く此様之仲

一 本山より長浜の城取返さんとて人数弐千よせ
来る長宗我部人数三百余出合元親公塩詰の上よ
まし候す長宗我部殿いくさはまけちらし
よわれてにけける時元親公へ敵切て懸ると逃して
武人は味方にさしおかれ主人ならすより組討の称
候まして御はたさしへ大将にいまなく
せられけるかける此御比様子をみてうけたるか
有とも存し来る敵と半道計おいかけし頸七
振討元にとおいはたとも本はいしとはと申ければ
御山知行まて城をらて元親公此いさかひの
潮江の城取返さし仰られて諸人申を勝て申
乃さてあたる小人数まてに曲事と申時いやとよ

一出作之ヶ國七郡とて長恩郡 吾川郡 土佐郡
香美郡 安藝郡 高岡郡 幡多郡 以上七郡
元親公出伴家ニ策出来共日ヨリ打續拾三ヶ
年まで出作之ヶ國元親公出ゆかるゝ故又七
ヶ年まで阿波讃岐伊与出ゆかるゝなる其大神を
増書付る而め件

一長恩郡にて長宗祝郡殿出知行三千貫此郡
の守護と云元親公長演合戦以後年月程なり
て同郡伴家泰泉寺しき相出来て節々
合戦二ヶ年打色泰泉寺願く切結て其後織
のおとを元親公出知行になる此郡の国人侍
城持池十市下田廣村其外親行西和田

加様の所たりいの国侍衆なきとも秦泉寺と
長家抜郡殿所相双方知いきもなりとかくて
又物くらねり代々知いてゐる所に秦泉寺頂て
元親公出威勢なきより出縁有組となりと又是契
約なりとて此郡の侍衆ちも元親公へ相志
らい嫁く内の者となる所め件

一 吉川郡に是本山殿太子貫吉良殿四子貫此郡
の守護と云元親公より本山へ出此想一合戦をして
後使を以て給ひ郡の様を本山殿ハ先祖のうち
きなれを討果を思ひ此歴待さりとなりう嫡子
武郡お幡祝りあ孫むこまて子たもあれを武郡
お幡に名字をとらせされ親父ハ御店むさもあらも

勇命をたたけ申申きのよしに付く母子息の
代となるいくなりともなく武郡お幡病死付ても其
子息ハ元親公出知いこの故細かの号嫁忠ら
ちんせうき太子貫ハ元親公出知行にする細又
ちはれ知行四子貫本山一味志て元親公の
出先祖なりしたる人なれを出付きしを
ばさしも弓箭御奴隷なきれちはれまけて其後
元親公出知行となる南郡の国人侍行忠
東中村尾川波川この宮り様の城持花其外
小勇造ても元親公へ人志ちをとし嫁神宿と
なる所め件

一 五佐の郡に是吉良殿太子貫元兄遠佐なりく

元親公より弓箭に於ける節々合戦の時は今ノ
左京進殿之のもしの者番頭如くに此弓
箭の時ニ召出し御座候吉良殿同しく在り元親公
より御公今ノ左京の進殿の頭へ出さるゝ此
郡の四人侍大高坂国沢吉松大黒谷横山
楠目何れも城持無為小侍も元親公へ入立ち
と出し僕に請度に有るは弓箭に名字の法
忘れたる者人侍郡々に靡く事無之件

一 香我美郡において香宗我部殿四子貴は郡の守護
と云は先祖鎌倉様より御下京正末孫は郡にて
知行相続して今の如く無事に来る由
元親公弓箭に於ての節において香宗我部殿子なく

男子なく女子壱人有りて元親公御舎弟三男左
京殿を家として親泰と云是を養子むこに立て
名字相続させられる香我美郡の侍野中姫倉
小野出吉弓場荻野西岡岩上村野田岩
秦山山川伊尾木 豊永の法華寺縁有の
法ものとして幾々に香宗我部殿ため
かゝる事もなき件

一 安芸の郡において安芸殿として知行高
郡の守護と云元親公の所相違の為
安芸において一条殿御縁有々付く安芸
一条殿御頂幡多郡よりも人数三千安芸へ加勢
かさま元親公御居城へ安芸殿よりけ切崩

まて甘糟(あまかす)弥(や)三郎(さぶらう)と云(いう)もの方(かた)へ安(やす)
うつらんと仕(つかまつ)りそこなひ城中(じやうちう)にも知(しら)て出(いで)
二里(にり)の宮(みや)へ入(いり)おいうち
来(きた)る人(ひと)和田(わだ)倉(くら)橋(はし)人(ひと)坂(さか)
谷深(たにふか)助(すけ)左(さ)衛門(ゑもん)尉(のじやう)と仕(つかまつ)る
うけて下(しも)松(まつ)元親(もとちか)の大(おほ)
小(こ)切(きり)をもつて云(いう)和田(わだ)武(たけ)松(まつ)人(ひと)
然(しかる)所(ところ)に人(ひと)さうの和(わ)
なり

一 安(やす)藤(とう)弾(だん)正(じやう)(元親(もとちか)云(いう)処(ところ)知(しら)ず)来(きた)て安(やす)
藤(とう)と会釈(ゑしやく)安(やす)藤(とう)頭(かしら)を
ち撃(うつ)ちまくる(やがて)

一 安藤弾正元親云処知ず来て安藤
と会釈安藤頭を
ち撃ちまくる

たり和田(わだ)倉(くら)橋(はし)安(やす)藤(とう)殿(どの)へ案(あん)人(にん)
仕(つかまつ)りまこと元親(もとちか)云(いう)処(ところ)知(しら)ず
侍(さむらひ)衆(しう)両(りやう)小(こ)川(がは)宝(たから)津(つ)弓(ゆみ)杖(つえ)
村(むら)の城(しろ)お人(ひと)ども出(いで)
今(いま)訳(わけ)柔(やはら)山(やま)へ入(いり)城(しろ)
手(て)悪(あく)くうち不(ふ)
一 安(やす)藤(とう)弾(だん)正(じやう)(元親云処知ず)来(きた)て安(やす)藤(とう)
藤(とう)殿(どの)へ(元親云処知ず)
福(ふく)留(どめ)(元親云処知ず)山(やま)本(もと)を土(つち)佐(さ)の国(くに)
の大(おほ)名(みやう)を始(はじ)めて四(し)国(こく)の海(うみ)部(べ)
左(さ)右(う)なく(元親云処知ず)野(の)本(もと)弥(や)四(し)郎(らう)完(くわん)然(ぜん)
仕(つかまつ)りまこと(元親云処知ず)野(の)本(もと)弥(や)四(し)郎(らう)
山(やま)本(もと)弥(や)四(し)郎(らう)(元親云処知ず)
仕(つかまつ)りまこと元親(もとちか)云(いう)処(ところ)知(しら)ず
侍(さむらひ)衆(しう)両(りやう)小(こ)川(がは)宝(たから)津(つ)弓(ゆみ)杖(つえ)村(むら)
の城(しろ)お人(ひと)ども出(いで)
今(いま)訳(わけ)柔(やはら)山(やま)へ入(いり)城(しろ)
手(て)悪(あく)くうち不(ふ)

なされ書手に入恵郎祢を出辰の日へよりあられ
城を書庭斗なり給ひ其七月郎祢の町よ
盆のおどり毎夜男女の群付城へ空ゆ拾六日
の夜おどりの群江上けたかく男の群のことなり
付城書庭の内よ西の内表を備し云所者其時拾
八歳以表を備候案よ中御城の書庭歴よ町へ下ると
なるゆらん群言なしたり以おどり庭よ給
て城へ入て柳子をとる事無きと云らも給ひ事数と併
案中も存故学もいれて又表兵衛戸御城よ大を
付火の手ありしも家いれと戸以表兵衛いくさ
心りけ其有なれ自然思ひて城へ行事をやる
原きと歳猶なるものともいふ御を御とり見を

とも寝よと中表兵衛敵のおとる所へ行て見ましも
城の書庭やらん出き刀を所しありしなるとも
なとる物城へ上りて見ましも門も明て其城を領書
拘なる故如此下を庭を其夜御とりよ出さる所の
留る書に人門櫓東の戸を明く其数庭を拵まて
月の夜よりしひ寝たるを立寄に人とも
おもしも立て表兵衛を人まて切こわし家よ火を
かけ焼立る者人まてめ以て敵も存ましを長家
御郎庭山よせ大勢思ひよる家れたると心得
郎祢殿その下に町人以下まてものありて所彼の
海郎完哈へよけちる西の内表を備そこ所なる
海を海立手写を入を付城の人数家入以前元親

云此和行ニ如ク不ル件

一 高畠郡の内津野太子賀元親公ニ与策ニ此知
の時一条殿より津野ニ加勢なさるゝ子細ハ津野
家相果て其以後ハ一条殿此家大事ニ於ケ
めされまゝの川とて大河の私ニ於ケ不蓮池
と云在不住古より城ニ一条殿此加勢をさし此
なきされ三四ケ年歟此大河を境ニ順番持一
条殿此所ニ三日諸の不ゆり時節別来の
時ハ如ちよりさる後ハ出来仕ゆらん其時此城面
番ニ条里なる出井孫左衛門ハ更領志く肥前と
云此者其時小者ハ人持小為その衆拾九の時此城の
ふもと妙蓮寺と云寺の経俗本卦の上手ハ孫左衛門

本卦をあ法らへ其ゆつかうをさけし大川をまる
つて行不ニ利ハとよミたる時此孫左衛門心中ニ此
川出佐一の大河なれも本卦ニ相経く謀叛を企
元親公へ忠義仕立為ニ屈きし心中ニ此しもさミ
せきまいと云小為を称しふりまてさいく此
大河の汀へ出て川越ニ孫左衛門歟方へ矢数をいる
併案ハ此心ニ此ハ兼ニもしたひ如ん此ハ相宛
ま元親公の此人数此大河をまるゝ手筈をと法て
城ニ火ハかけ続く法し長宗我部殿ニ家入
元親公此手に入不ル件

一 津野殿も兎角付きさきし好られ実子なきニ付
て元親公此子息三男孫次郎殿を養子ニ定られ

家御当代にかゝり和安藝と元相の時は人数三
千安藝に御加勢かされ和居城を望に御めらるゝ
とりへとも望を到らき安藝を取つかし其後
和津野と元相は時又津野に御加勢かさる
併津野も和に御ひ申う様に御まくこなさる
なしといへとも一条様御家誅に為さるの家家老
前国人侍前分別にまゐる君様の御しつ見
かさる為にさし元親公より御誠なりて一条御
家の様を御徳居させ申し君様ともに立る様にと
家老国人一味にて御家門様を考後ち家敵御母
方にて此御ゆへ送りまゐ申不め仰
一一条君様を御取立申に付て一条殿の家老相生

為相山路安量は国人前と一味に云合同前に
其家為相安量当人国人を取りしらるあてかふ
まゐるそこにて国人前の中に大彼加久見立衣
江口橋本山路上山伊与木和田小橋依恩云合
安量為相に当を立て相家老前肩に成安量
切腹も為相見も鴻橋の城に居る此時云合なる
前にして鴻橋の城せめかしし為相見申一数御
らも討果し相一条殿御一族公家前にも東小路殿
西小路殿入江殿鷲井殿飛田殿白川との他国へ
退すふ公家方一味乃国人共の小為の侍ともも
立退時小橋の宝依恩左衛と云この技立退前の
知行所にて放火仕は御一族忠義に成元親公

よりも小侍に知行或百町 御意に知行三百町
行分は付小侍を人をつかし 相をひとを相文
大身小身は此の身をたてたる所をもくめ件
一 元親公よりも播多郡の国人侍へ行られ候を播多郡
祝たる所に此初分の所君様此程なるに役をい
うしらに近はおそれ多きなりし元親此ひこよ分
され元親公此を不の大津の城へ此御しきべき
と行しなく時示役し御儀定相をも大津の
城へ此越此よめ入此祝会相調不め件
一 播多郡一条殿此程なされたる此城へ平人を
おそれをしきして元親公此金身吉良吉東を取
入城中されたりきなりまして土佐をケ国御和
なく年この弓箭打続拾三ヶ年まで元親公此時
分のまゝに相濂不め件

一 阿波讃波伊豫三ヶ国へ元親公弓箭出し出七ヶ
年まで出ぬるなる其用別紙をめ仕

一 元親公出張其ヶ国出ぬるなる賀博の町人出
張へ商賣ゝ下代なるとくて其咨屋と云者を
出すひくさし仕るなる柳其きんぞゆくをかけ
尾別へくるを織田信長と申大名へ出仕を申し
上るを見仕るをおゐて其ゆへ満足なる事さし仕るを
充咨屋尾別へくるを其賀博なる尾別なるとく
行事を今時異別のもてへ行ようを仕候
なるを道中も国ゝ親をの時なれもこの
充咨屋一稜の志後其子細其信長ひうなるを
天下のまゝ出なり なさる事さし元親公れなり
めされ仕へらるゝ趣を嫡子源三郎と申せられ
出名家の家をまけくさるゝ柳まゝ仕入らるゝ

付く事の外出満足なされ信の字をくさされ添
三郎殿出る家信親と申せ後陳子右殿縣軍
の時出業大三討死なさるゝ不め件

一 元親公よりも其法倫前浮田殿へ行入らるゝ様子ハ
向後別て出来をゐさく様子出国をしまれ候て其
河波讃波へ元親公出申候し其河波の三好讃波
の香川加勢なしたのゝ申時出加勢なさるゝ候きよ
おゐて其中くる国へ云なるゝと行入られ然
其浮田との出入竟なされたるゝに行合らるゝ候き
と出来るゝ事めに歓乃婚国と兼て出れくとか
されし河波讃波へ弓策出れおめ件

一 家庫公へ出契約なされ度の様元親よりも三河へ行

越き并伊万千代殿出れ持なされ其れとか未校清
右衛門出れ次まて出契約の出提出れかなし相
せむ不め件

一 伊与へ元親公出れ出の時河野屋敷領へ其こしも
手出し仕らさる様なしゝ家中へ伊与らるゝ子細
其河野殿ハ毛利元祝孫ゆこのよし中国より
河野殿へ加勢あらしき出れしき波なり伊与の
国人侍せめ有あるゝ其おゐて其河野殿おの法
らし隆家ゆゑさし元親公兼て行らるゝことく
国人侍出法へ隆家ゆゑ付て河野殿も人ちら出
出し隆家ゆゑ不め件

一 武者出れ法きの甲乙元親公出国少共位れとへ

十ヶ年に立て心ざし 六七分九分と此稽古が
ともつもりて又七色上達する事下々様の
此国中にゆゑん有人あまた出来候ゑんこそ付
て武功の武者になりて此国中共に稽古
内に取及たるは誰やの心を添まへて数年立相応に
立心得しとみれ自元親に稽古が元ちりいやまさる
御まきくなまなく武者功者おほくのこすした
れも承知成事

一 当流の内にても情多郡の侍長添数いくさ有之
まし中にも子細ハ与別の内に和歌多郡の手あん
なれし当流年のがれあつらしこさせ当流誠数三振を
当城に二方三方手的の山とおもう人おほかりし何

れし多衆まゐらせらす年など上手成
ら何とも鉄炮上手の者出来候の物次大ニ多く
の合戦に振人余討取其外侍わらく七ケ年打続
たる取桐ようにまへなるにその数を知らしめ 此様
子に付て敵と成の其の土佐の内に御年伊予土
予和郡其せら取次敵ひゞきわたり何ともおり
ゝさらに付く立て下人草外成様いさし年ある
陣夜なし陣満代之一陣林田陣内にさし年
四度記打続四五ヶ年あつらしこ打入城を打
うらゝて其時くの毛化をおもひ立く放火有る
たひく敵の城とつて土佐桐合戦を敵小勢にて山
山谷くの世話なく鉄炮まで打立くまゝ御用候

敵をおいこゝ事時ハおいこゝ立られ事時ハ法け入ハ
城を立事時ハ敵ハ事を敵討成うこれめ此事ハ
付て得案無爰の立合そこまて大ねのきぞ
物以のきぞ 諸のきゝ 諸鉋合戦 東働うちい
くさのくひをくれのくびふゝとむる不見悪れ
くれのきゝ引伏引れ 横平地ふし 物見陣れ打
迫事矢入陣ハせ陣ひしき 敵約敗軍 和働
上里海絨城 搦山城ハ立堀 横堀 城家 籠城以下
ある功者共ハ申しへ 家しこまて 行ふなる事時
くの所さし 右のケ家それくに付て 所案の
心ハ有る共他を知るきく 相又所さ 其のとも
も無郡まて 不六ケ年 いくさ 城家をくれ口

怨口得案と立合 其人 心中 おくそこともに
り 横の時ありまれ 兼てのうる云に 無かちりふ
のゝ自然る云のあふもまたりの心ハ知れ
るゝ 不め件

一 元親公四国 御弓 箭打 續 大ケ年 所き者とも心
ちせを御る時 人口よのまゝ 御めらるゝ 衆 拾七八
乃 前後ゆゑ 女をゑこく 無何 御とゝ 手ゝ 成る事
成 御ゑても 衆人もよしさいくの合戦にてま
てきこのかきハいかゝし 結句 不審を立る 不め件

一 祖父親打續 武勇にさる 仕る者の 其子まても孫
まてもちゆくゝ手ゝ 相なるハ 武勇續 しるとて
人とよくゝ 立る 相親祖父武勇ちし 二番に戸 共

子又ハ孫なとく家抜七八人まくまゐらせ候よしにきこえ候ところ
の御ミてもそれハ何時の仕合なる哉しと云
二度目よ能く候よ附母方よ候ゆゑ中ると云三度
よ及ぶ附高男をもまゐらぬ件
一 将軍武勇にあらハ其道よ分別なる人の物かたりよハ
其の附武者を知らしとしを其のうちに足る者よ
心にそことゆる為りのある者鉄立て武者の二番な
るハ少しむかなる人をそれしそきのうち人の心か
よ及はぬかぬ人は心よりぬ分別し幼少の心よく
能くあらしてをる手ぬ武士ハなしとれハなりとは
くしむかしよき世俗よ云先祖氏よふて其恩を
其後の子孫よいふくてれるたりしさへもあし

いまれなり節をはなくの事むかしよりもちハ武前
此面白かるに其の別の心と面白かるにも其人の
むし心やすからしてそも其らなり不知件
一 田中新　と云ふるにのある人にそれしぬ
勇なるまてに脱病し云家をもて出家にて
もむ孫の病しけて脱病しもむやう見よ
なる家にて是名なる子細ハ合戦なれはなる
夜さし我人ほとの附吐逆そ家人ももむ孫とは
物病をて候の附内し出るかの件
一 梅山吾と云ひし世道にてありける切者也人の
此よ脱病家者にて形よふりとしたる人は形よ
よふ人よまぬ候よしもむ孫と食物し形よ家附なる

にこかんの後なりしこゝたしなめも小浜の時を
よりて相大浜の時を むすの内まくめき吐逆する
武の道かくのことし誰人も常の時はたしなきて
人なきよりもよくしゆれとも手こまき合戦にな
る時は生れ付きむ孫の病をこり本心まよい
義理ありすまたなり不めの件

一 右同人云ふくる時事の外気におまる事も出し
のぬくる者をあるなり膀病し一箇にもいまれ
ぬ子細をそこくまて武勇者しのたゝぬ法人
此人引勾のさらに云伝め件

一 右同人云敗軍にとくにくる時気におまれ甲
をきて共次に具足をきて共次に刀をきて

又きたる者はさる物をぬききてくるに成てにくる
兼て相きふ心中にをうまる隠しとかくにけて
こゝ勇にあらず孫にあらまましと云れたれに相て親と
親り心をなめきをきて相きふ事もいふ事もかなりも
ちがふべしめ件

一 右人云具足ふるいきる人を敵をしてきひ心故ふ
るふのこ相又敵をしてそるにおもふるふもそこ
ふるいは勇の内に見知なる所をこ紛かしめ件

一 右人云野あい合戦の時何時も保家にあるまし
と心かけぬ侍をなけまとも相とるのこ親を心に
ぬひあたる子細をめ件

一 右人云其国の家中大将あまたの内にて此人野

人のうそ貳千四五百もそこ之孫道の立迄よりと名別
茶の相想め件

一 元親公御国にその御弓箭相続廿ケ年の間にて武略
功をなしたる物たる組織又ハ諸人にすぐれたる
匠夫のすぐれ廿ケ年の間其場にしよくびを出家
中にまたくれなく諸人なる侍候ことを名を
仁さしたて百貫の御扶ことを相又衆所に有も数
ケ度の合戦城家に諸侍中にまたしめ立るすぐれ
其時働の様子我人惟に御なる侍あまたいへ
ともこそ能見めいく家に書影ばうち学ゆる不何
とゆらんやうなしきかれ所に侍衆指七八ゑ
御ゑ家武勇の働を所とも其侍の名何れも書

あらまさぬなりめ件

一 長宗我部殿三家衆をハ久武奈右中門此外
江村玉右馬場法江山野田台田野中ノ様の
衣まさしも其数を相毎月六度起あるまゝ諸侍
法のケ家元親公ゑ御の御国其理れを申ふ家
面ゑ御心に恐て其時の家衆ハ分別を覚を一ゑり
ゑ様にしさゝ仕家御しき家衆討死又ハ病死ゑ御
次の子孫まゝ先祖ゑ其骨柄もちりふたるよし
を功の侍法ぶやく不め件

一 元親公御衆指八にて長演合戦なくれの絶其後
を有ゑ御手にて又其御調所其りくれ別し御衆
其四ゑりより出御国中の守護其外国侍衆ゑ

策以知りけ指三十年に出作三十国抄而なく
相源以来三指七八より阿波讃岐伊豫三十国へ
弓策以知出七十年に相源元親公四国の事にな
ゆ給ふなり　大関様より四国へ以知恐阿波讃岐
伊子三十国百ふらまに出作三十国元親公へくされ
以来四指六より指六十年　大関様へ以来公　大
関様以逝去三年後元親公以来六指を御見にれ
内て六月指九日以病死め件
一元親公以死去に付て以代継の以子見盛親公
伊に是出作国中恵の侍付立長内れ御しのなく
出たるに共様子二国に書付見を申様にて久武
内就助にし伊付ふまに国中出くまても迎ひ付くに

任宅の小男出侍同ませられ衆指より上八国衆の性
面に書付る都合九千七百三指六人内ゆゆ立
百分宅所六指を人を御し法も法りもくびもとらも
志て六指を人の内に入衆を又御くの陣にくび投六
あり所て此六指を人乃内に以ふ衆を此子細を
なんらつに勇ぬまとりいくさの時是くびの衆所に
ありて手柄に有しも功有衆の法まりせうこを
たし共せうこ紛れ有けましもせうこ人にあり
てこして正体に立も有たるも事の外なるまん
ら故様年の陣にくびきり所てもそのくび名を
侍り又是を見りくさ所にくびを知諸侍常衆御め
立たる分是此書立に入又くびもとらも法も法り

そこにて六郎兵人の書立に入子細を知る事なき所を
以一云にて知らせ又是も知らせ云ふ時は一云
まてふことゝめさせ又ハゆい立を無理のくびに相違を
知るけ以後ふかくこゝて相思ひの違ひ書付る事
元親公四国出弓策武指ケ手打續き行る事中
をしたがらため以後ふかく書付る時にて其事を
合六郎兵人ゆ件

文政十三庚寅年閏二月十七日写之

立石正頒へ訊之

中村直道

長元物語下

阿波長ケ国九郡へ長宗祝部元親公弓策御
御かしこ年

一 阿波の内海部完喰当村長右衛の野祢甲淵よ
里道の当一里二里程と元親公阿波の国へ弓策
御祝部御阿波の国侍知行の琉論が来たて所相
よなる一方を海部殿縁者乃故海部加勢に来る事は
甲淵へ其事を不付く野祢甲淵当城乃左衛人
故海部の城へ行しよれは陣立の当立なる故
手に立本もあらしてして海部の城をとる海部
殿を立体よりこれくに軍人ゆ件

一 阿波の内当方へ元親公御門が馬かさも牛役の城に責

落し城を新海道者下城仕ると元親公御陣め件

一 阿波南方奈名の城東宗実と兵衛と云知行ある侍へ
くり状を渡りまされ御陣方申され元親公御養子の
娘を実と兵衛妻に説云相調不め件

一 阿波へ元親公御出ある所さまし南方小侍衣の城福浦の
城隆来仕ると元親公御陣め件

一 阿波南方茂木勝浦武南城兵元親公御金子香宗
親泉親泰大将まて東申さまし城主下城仕候め件

一 阿波の山分にまう敵と云知行ある侍出候へ隆来
に付て元親公御親類聟に知ると云也山分乃
小侍衣まて也人ちかし御陣分にまる不め件

一 阿波の白地と云村ハ出候の者永小と云在所ある道
二里讃岐城ありて此白地の城主大弼上郎出候へ
隆来忠節に付て元親公御意に知さるべく不め件

一 阿波の内主清の城出候ありて元親公御出ある所さまし
東蔵し城を切服其意小侍麻吉郎ありし隆来仕
元親公御陣め件

一 阿波の内岩倉の城出候ありて元親公御出ある所さまし
御東蔵し此城に奈名衣浦物頭にて御手也
ありて御付ありて生丸南ハ書物に知され元親公御
陣の節近日三好衣此表へ働申さ風中に付て
加勢御こめ知さるべく不め件

一 三好殿家司衣大将にて人数六千余打出岩倉の城
近不在之池田初日西之宮焼働志て岩倉の城を

半道川下の瀬を渡る引江所を岩倉乃物ゆるまおく
川ふちさせふ本原柳原の中に鉄炮をうせ白地城
主大和山野人数もいふ所一所ゆるして三好殿の大
物所成元ゆる者それくしゆひをかし矢野
浜河内嫡子本名次郎重光浜はら人斗を称しい
数人法炮をかかくる故馬ゆるを三人の大将を討れ
としふせ勢切勝ゆる大分討れ此時光浜浜河内人
の功者相果なるに付て山安御家御あやうさよし
取さしかめ仕

一 元親公毎年河波讃岐へ出勢馬出物陳の詔そもも出屋
中香宗我部親泰大将まで方々への御勢に欲を討
捕さて又土佐所討なく此もそめ仕

一 河波の内も土佐の手前山よせ半国を元親公出手
に入敵領の国中へ打勝して是陳紀ゆるを山もなく
平地に陳をも此時是三好殿ゆるを入土佐所の陳紀
りけやふなそれ付陳ハ陳紀の廻りに就くのを
打廃所へ土佐人数打勝しなる見及を少人数と
さけもまれ平地に是陳紀もなりたきのこめ仕

一 河波の国ゆる元親公出物陳なされ其砌家老城持めし
よせられ記し法庭なに悪せしき一当見を功者
とも拾人斗めしなされ別の庭数に出悪なされ友
方への出使給しなる趣を河波の弓策のたりゆを
申てゑしく出物家老城持中に山も
なくと永に打勝て陳紀いて出庭を居き三好もい

まゝ中国まで所坊を多分かり御手に入たる山よ
せに年々御取打也つゝ毎秋の後をかき歌のたゝ
御かれなは誅殺人を遣来も御座をたゝし申ふ
相一度異見申御縁にかきれて是河波の国ハさゝ
のかゝ出作の国をも三好家へ御とられなさる事也 其
子細ハいかなれは三好筑前河内の国半国知行
御分養子ハ羽柴筑前殿の御おいこと取分河波ハ
三好の国なれは筑前殿より加勢まで笑岸河波へ
御分見しさもなきゆきに正安と実否の合戦
あそはされ正安を討果して河波の国をのこりを
なく御取なさるゝ御分別は此時に云三出作の一度
異見と申ハ他家まで為也と申同前め件

一 元親公御ことに一度異見申御滅以神妙なりと弓箭
のたりを御家へき御申てゝ見ましと御しかゝ一度異見
申御ハ正安居城のせうたいよりも八里居たてゝ出作
よりの大道をたゝしのをさへの城一の宮忘ひ出山共
中に大道を此所に打さへと悪御打置せうたい
より三里こなたゝ乃中富川元まで御かゝるゝ以外
人数まで出所に御打分をさいたいに三好も定て合
戦成事のこと自身なりし此時に正安を討
果て御てはしさもゆゝ御かゝ居ましたゝめ件

一 元親公南秋を中富川まで御分馬に三好家へ相
吟し三好殿の家老の所に正安の御所に各話なり
まて正安へ申され御長宗我部元親にて中

富川まて南伊へかゝりて打出申よし風聞を承り
土佐の人数も阿波の内高知郡へうち出しむかひ土
佐をさして申けるさきをおさへくし南国へ未明をまたす出
其人数進み出るとも相ひ合へ武力計も出合ふや
合ひ合ひ其外方ニ出会へと委中富川まてこそ
人数を出方の事もおもむきし夫も思ひ定元親中
富川ととりかゝりし引け方より川を越へ討
果し申候し元親自身ニも先陣ニかゝりまし
と評判して土佐の人数を揃へ指物をまもり申付
土佐より其附ニ何かともおもむき申す
おゐて三好殿の一族ニ申附ニ子の手にかゝる
しかるをも申されし長宗我部元親まてハおもひも

よしねらひたりし一揆とうちいはゝ酒宴んとなし
てもろともに常ひらくいくさなりし候と
其さらにの件
一 元親公阿波の中富川へ出馬の時一の宮城を攻
逆心なる佐々の風聞に付て一の宮城ニ籠ル
籠城して手あてなされ諸城兵ひそ山にかくれ
南城の中なる大道をおしとをり引ひ先手ニ
余人中富宗我部親泰まて中富川へ出
しかして元親公同し子息信親公本道より
三好殿ニ附て中富川へ出相の東原ニ人数を
たて川島へ先手打出土佐の先手の親泰へ功
有の侍中御先手の人数計まて三好と戦をなされ

知さるゝ不め件

一 思ひそ山の城ハ三好殿中留川まで一戦ニ打まけられ
之時此城的のゝ不め件

一 一の宮城を成祐(ゐりすけ)ハ知行大男宮前より去後へ進来
ニ付て元親ニ別て恐ゝ知さるゝ事ニ年月祈ふり
く後成祐内ニ逆心ニて其也風雪故中留
合戦の時一の宮の城より成祐うしろきりを通
きゆゑ元親ニ打切しめしその此手あてかさまに此打
通るゝ中留まゝ三好殿ニ此合戦元親ニ此利里ニ成て
後成祐切腹仕付ゝ事ニ不め件

一 阿波の国を中留合戦かさりたてのあらせ元親ニ
此好かになる不め件

阿波を十国元親ニ御仕恵ニ事

一 牛波(うしき)の城ハ此今事香宗我部(かうそ)親泰入城をて阿
波を十国乃諸侍恵物以ニ也りつゝ給ふ

一 一の宮城へ先手物ハ河村孫左衛門入城給ふ力ニ
而まて知行給ふ

一 一の宮南の城へ長右衛門入城

一 岩倉の城へハ長宗我部掃部入城給ふ力知行ニ
而まゝ給ふ

一 海部の城香宗我部親泰根城

一 吉田の城小村弓弦入城

一 元宮の城野中三ノ屋入城

一 まつ殿東宮殿其外隆年乃国侍居て城内所々
よりも来る初行相違なく元親によりて仕付らるも
年以最言の志を積め仕

讃岐幸ケ国拾弐郡へ長宗我部元親に弓箭
仰れかゝる事

一 元親に讃岐へ弓箭仰れかのうしめ雲遍なりしと云
仰国急務の札本雲よりひくたる弓山元よ
元親に陳れなるさるゝ付仕物の法下封面まて往々
申とあるゝ様は法下申され様元親さても大
氣なる大将まて御しく居りて虚の冥書に大
氣なる大将の志さるゝは六万七万人数を持弓箭
成れとて安しなる元親まつりの少人数讃岐の
国へ仰れ給ふ別めされよかし此山まて讃岐
の国大きく一目にしゆるなり実て此論し
及ぶ事なし くまんそのふさまて茶楠のふる

行ましてかはふさかなへさまに内係めされたる法
印の中にあるを物こしに手をもとなりし又も
なしとりくさしたる不めの件

一 讃岐の内有月の城にせめれしなされ元親公
にて手迄ものを手ぬるに此城を持と演田吾藤四物
にて給付うまに内係めの件

一 元親公に内係なされて弓もなく讃岐の西庄理志
さ有月の城をもちなる故持抱なりかたく城を
まさして者手の庄土佐の国へそ内まちるいく
ありともなく此城を讃岐前へ吾也さるに不めの件

一 元親公又讃岐へ内なる有月の城矢然ともちうさ相
萃尾と云山へ内よりて案内者に柳子に弱の時歴々乃侍

大勢籠さるしと中それとくも無用被に入家にさし
諸陣に内解の時前るに物にまり給付うまに城をもたし
のさたる演田吾藤四者書組の侍口惜そんしてや
夕日山の端へ寺町斗も沙な時吾藤四も相組も
下知をそむきて此城の本門口へ然るにたる城中
よりも鉄炮して患なる付ふもるそとなんて悪人数日乃
あり内に然なる歴々名を知侍とも手負和人うき
まなし大ねなも此時に光宮十市討れなり家
入りてまゆる時元親に下知を内へまへそこなく
もなる故夜半時なに家入くに内北也し此城に書
手てうふにおうせうまに内係めの件

一 讃岐へ元親公に内なる方に御知なさまに城内庄理系も

石切股をも元親公御利里にて取ぬ仕

一 財田の城家入時横山源藤賊田及を討て頸をとる
所へ財田の侍来て此源藤を討ての後源藤子
其場へ来る時御道乃親討たる敵を見あの山へ
始めと得案ゆひ御しかくをしゆる其方者町
斗まで源藤子追りけ親の敵かへせし頸をかくまし
ともきりぬ神まで御のきされともちりくなる時伝
さしやとて居し人石切れ親のうちを討て頸をれ
源藤子振し罵うまでもおもす親のうちを討
立後冥加者とて諸人分ける取ぬ仕

一 讃岐国ハ香川殿所ゆるまで大分の城に中香川及
娘を人をして男子の代迄なし元親公の御子息次
男を養子ひこと名跡ハ代絶にそなへ般若香川
の命次ゝ殿ゝ中に付て元親公御好なるに取不
ぬ仕

一 讃岐へ前ゝ元親公御当なるなきに付て親当寺
石田延川羽床長尾小栗香狗此城ゝ志ゝ古城へ
りうさんぬ仕

一 十川是三好正安城の故古城へ理系なきに付て此
志ゝ古城取切ゝ相働毛能をなき民も御られて
此城ゆ退取ぬ仕

讃岐の国元親公御手に入御仕悪く事

一 長尾の城に西方を為に給ふ力大分相添以和を
行きも知行ハ其国にて為ふ事を為ふ讃岐一国地内以
りし所定なるべき所め件

一 十川の城に長宗我部右兵衛給ふ力大分付て
入部め件

一 賊田の城へ中国放為ふその子源兵衛又平とも
給ふ力付て入部め件

一 香川殿順ハ元親ニ所事息ゆゑ御殿代絶に所そ分
ゆり一族衆城持行きも知行ハ前神のことくめ件

一 親青年をもしめとして其外国侍頃系の衆
知行前神に相稱も元親ニより仰付ても年
以業嘗の或稱め件

一 三好西安を河波のせうもいよりも讃岐乃虎丸へ
送りて其以来西安土佐へ頃系も分く此虎丸一
城元親ニ所ゆゑいらも其故 大関様よりも四国
所諸の時西安をめし おされ子石権之衛殿与力に
所付かさるく所め件

伊豫青千國拾四郡へ長宗我部元親公より
弓箭所以あらせ事

一 東伊豫新居宮麻の郡へ大分石川と云侍の知行
此石川出仕へ埋糸あらしより此西郡の小侍何
きも人たちを新し元親公所手に入和め仕

一 中伊与河野屋形数代大勇にして御しまし故
国中に手をさせて侍も始く数年其饒なれば其
屋形の家中弓箭の偶落て始る出仕あるを新かく
分かしも手当も入ましき御に戸時元親公
伊に是河野殿ハ中国元祇源ひこと少其侍ハ
元祇縁者のよしうらと屋形順へとりけ中
国より加勢あらしもかへ仕て出仕乃国あやうし

河野殿からは昔よりせよと手をさし伸べ候ゆへ諸侍
ともに伊予の内近郷の侍へ相働国人侍理来て
討とは候て八河野殿も此方へ手を入らる候ゆへ
と元親へ伝へ候ゆへ後は土佐へ入こらおされ
此所にて城不申候

一 伊予の宇和郡喜多郡の国侍残らず元親へ降参
山分かれ候城も然ば手前の山を切らへ捨て
置くもせつ木のこ相働 豊寺の宮 此所
河原淵 小の川 此外人 然らば大将その外大
野 曽根 宇都宮 森 高田 山田 綾部 沢
法花津 板島 津島 中野 深田 土居 河原淵 一覚
一 喜多大津 菅田 此ほか武将共人め候

一 右の郡城数 大津 白木 高田 円 黒城 南方 山田
綾部 法花津 板島 岩井 此所 日黒城 緑
猿越 新城 岩本 土居 今山 深田 高森 細の川 大森
荒木 竹森 河後森 黒瀬 甲森 三滝 黄楊
猿の滝 宗川 此外三拾 此城の土佐へ 土佐勢
相働役 高森 渡辺 相取 先もて 討って 宗
しろも 早くて 退城 も 此 抜く 取 治め候

一 伊予宇和郡にも土佐の内奥 屋内の城 同志に 宇和へ
も取け 土佐勢へ 中伊予東海のけ候 伝取
和気と其 淵須の郡 細く候
一 宇和喜多郡 土佐境は山分 此所の侍共も
も康る 候と 相働 して 鉄炮 土佐より 土佐より

御時物以大物有無度法絶にてうたき歌ゟ法にのつて
きこせ法不をたのこゝろけ河段讃岐東伊る忠宗和
源以法も此不ハわうさんせ其手的の山城ゟ代手掴
せめまもなりさる不め仲

一 此当郡ゟ様にむ法かしまき不ゟ多段此ゟ其ゟ村ゟ下人
くさむきめいまく仕様にて毎年極月廿七日出作
の播当郡ゟ法立して正月一日二日三日四日五日
歌の城二不三不斗なりしゝ相働放火して陶陳
又三月津麦なき陳城ゟ其不家しこゝなりしよせ
侍ゟハ城をかゝしゝ法絶合戦志ゝ日ゟハ麦作とな
きもてさせ放火志ゝ陶陳又四月もしめなりしゝ
かへしの陳城ゟ其ゟ打入なりしゝをゝへし陶陳

さてまゝ法ゟなりゝ陶陳侍ゟ城をなりしゝ
法絶合戦志ゝ日ゟ人足ゟ稲をとらせ日数廿日
あまり村ゟ其ゟ医当め此年ゟ働放歌の民くさ
むき速く城持放催余次第ゟ同め仲

一 宇和郡の内河原淵能分河鍋の森へ節ゟ働河原
淵殿同一覚一数出作へうきんなりて此頃ゟ
城数河鍋の森大森殿の川行の森落来此ゟ
あけ不人志ゝをなし元親公所ゟなる不め仲

一 宇都宮家ゟ大津の城ゟ菩薩出ゟ出作へ其ゆく
人志ゝをなし元親公をうしゝなりて近不
の八幡城ゟ城調略を以て其城ゟを討果し
出ゟ知行志て其当自分の働手掴なる後ゟ

付て元親云別て窓ゟ如さるく不め件

一大津の城菅田玄之へ河野屋形を取らるゝ付
くて土佐より大津の城へ加番として波川玄蕃
殿と云元親云いとふとひこ物頭にて人数千貳百
ばし候ゆゑさる河野殿八千計にて大津領分へ
ちらく菅田玄之土佐衆ゟ如れて歌より大津の
城へ取のあひ所城大門にて城行加賀八千津の郡
荒殿武人ふとゝめあ手候きの池を候く此間人
玄番二番のあらそひ口論相もまて其後元親
云此所にて おいけ候ゆゑ加賀ゟ横ハ玄番ゟ
池を合ゆる其荒殿君ゟ留しとゆ相荒殿
ゟ横加賀人玄番池さも居留し荒殿うしろゝ

同をもてうしろの手ハ知れ我よりも先ゟ玄人も
味方居もと申其時元親云行ゟ其荒殿一備加賀
一備此時一所ゟ大門へ取あひ時の事なれも当人
とれも玄番池あらそふゝおよそとゝ元親云此所
にて中ゟ如きの雪ゆゑ如きなく不め件

一荒殿郡奥成と云侍土佐へ人ちを知し候ゆゑ件

一荒殿郡弓祢と云侍知行と所の床衆と中恐ゆ
ゟ付く弓祢土佐へ人ちを出し土佐衆陣立ゆて
床衆を知り知し此知行弓祢ゟ給ゆゑ弓祢別ゟ
所也め件

一元親云家老久武内殿物武道調略諸人ゟ其くも
ゆゑ元親云行ゟハ河内讃岐東伊与其ゟ相もゝ

宇和郡 喜多郡 にいまゝ理事せぬ前者内務助
伴なき国の恐怖なりしかさるゝ元親云へ所を伐
ゆえとも当郡 弓箭のたゝかをやふ様にて伐ゆ
調略也 覚 陣立不めし伴

一 宇和郡 三島の郷に 出居 今山 墨本 深田 高城 此
あり不 敵城道の為 三里 二里 又 半道 其中にて
墨本の城 思ひとる也 覚 久武 内務 法皇 陣立して
敵の陣もよらぬ 大山 三日 御 続きたる 罷谷 を出し
行き為に 食たくけふりをたてぬ様に 兵粮を
五日の用意 志く 小者のこしに 法けさせ 行の内
虎を助し 功者の侍を大ぬ 同心らひたる侍
武拾人 小者も志らひ 武拾人 此城へ 思ひより 家入

不を城中の者 少付出合 虎を助 同じこ 深夜 深手
切い 其外手 切いたしいへとも 本丸を 二の丸を
敵志らしく 持抱 法鉋 合戦 其音を 少々 久武 陣不
半道 程 漏てたる不 よりも 敵の城 深田 高 兼を 詰に
かして 此当城の中 かゝる道を 諸人一きかけに
かくる 此墨本の城 敵方 出居 云人 知行くる
めは城かれは 出居も 此城の火の手を見て 墨本
の城へかけ 法くる 出居 此城 ちも 指町 手不
の城へ 高城のつまをてゝ いさをも 法りて 墨本
の城へ とせ来る 不を 敵の 出居 清義 出居 前の
来る 成りて 法鉋を 出せて 結かけ 打立て 物以
久武 内務助 法行たる 兵粮 山内 邦記 三人の大将

自身の働沙取可しせめ入時廣島の底にて依恩
左京と云去依の物頭に小の川坂中され御依恩よさ
あいて志んしやうしと親とけしも依恩給のとく
と云て双方殺にて法きあい小の川殿伝依恩討
死依恩第二人此時手負ふよき侍討死あまた
其小の川家老も此場にてこうり死数人め仲

一 去依の播磨郡に衆同年の侍二人此親を討死にて
高知行の給ふまし給後の人数正法もて衆指三
ようと称に立指六衆の正月に小の川三瀬の城家人時に
其人いかれの其書のまきれとも諸人追立ても見
して家も其書のまとゝ見る人きく人此さるのこと此
光宮と云人是も細太郎の嫡子後是光宮指使にて

二人のゆびわに入太郎より同年の三十人五人の
嫡子ゆゑに小の川殿のしもたる二の丸へ家人も諸人
敵にあい立しきちまちまくにかゝる其時に此二本にて
此侍法りるなりとうんとく此被官取りくも其人見し
来て此主人をたちけのけふせく所を敵の此二本
にて切落へ此被官を法ひる三時に此主人
指六七万見し来て此被官伝たちけれも此被官
法府と共七十石頂けもし此時是死せさりけれ
一先被官にたちけられ被官と主人たちけたる
主法のありさ面を陣中諸人此さるのこと仲

一 甲の森にて小の川家老郎山伯耆持三瀬の城と同
時去依殿人数をさしまけて せめ此時に味方にも

鳥之の歌城よりとうしつまきとともせぬ様に高森の歌
ちりかゝる事こゝろさるもあらはしてこれ鉄砲とそ
かへ候ともかしのさまにて引たるめ仲

一 此高森の切さしは出作前一歌に居る所へ今山思本
出居淵田但ケ和の城よりは野せきこゝろは出作の人
様を思ひ討果さる原さ後なれとも此城にも
家中の者ひかんもあらしとも大将衆まへうたひまて
出ぬよし後に共さらしめ仲

一 此時淵田の歌城を引しかれて後味方の地へ引時
のをさへまハ十市備後守さて引立次第一番奈良
淵須兵衛組三子山の小坂を味方地へ引越二番
光宮様御組八百これも坂を引越三番宿毛藤四

大橋組子番坂乃ゆもしまて引時歌城今山出居
思本淵田高森此城よりも但子斗打出て志つも
らいに云うへ居る十市備後におしかゝまて一合越ハ
たかへとも歌鳥野様追立ちも宿毛人様もまた
時に何もても足をたゝまた時切通しの細道まて
七人居しかとも居る大将宿毛元をとんて居ゝ
人居さるに大将のうへ此ゆへ七人も力を得ゆへ
せくし同音に七人のよりもまたまたへ山のかりに
引ゝさ候ゝ山ひこ乃あらふかあへ百人斗のこへ
うしとも歌方へ打やれ三本竹林掛けかれも大野
の居して居かしとや此ゆく歌の歌らぬ三番に大
将来りを弥ふをとんて居せしこゝやむいかやより山

一 三月の卿まで多田の時 今山高 歳出る 今山
城へおいこむに 櫓ひまで ふる人 志て 土佐衣歴く
法絶まで 武給 其人 うたれける 引 其時 高森より
又出て 合戦 其の 御の事 八年 くまめつくし
りゝぬ事 なれば 其時 の 其様 を書付 其 八事
くとくなる故 りきゝ志るさ女 仲

一 宇和郡の 奥に 多田殿 と云 侍 隆 家のよし 注
を 其 付て 土佐より 久武 後の 内 殿助 六子 情
多郡 四人の 組 六子 伴る 侍 七人の 人数 四子 此分
多田へ 打越 陣 して 南方へ 相 御さ 頭 数も あまた
其則 城を 其 多 時 隆 家を 出 ふ 程に 城中の 者と
もを 荘の 事へ 送 つゝ 出る 女 仲

一 多田へ 人数を 打越て 南方の 城を 丸方へ 御 故 山田
熊 後 南 城も 隆 家を 仕 人 志 ちをて 出しける
女 仲

一 黒瀬の 城へ 御 時 城より 手 前 松 場の 所 此 所を 也
ふる 時 伴 るの 当 称 殿 先 手 して 当 称 衣 其 数人 討
死 て 此 所 放火の けふりの 時 打 衣 其 日 日 志 く
まて 方 かく も 見 えかる 歳 城に 行 想 其 日 志 に
く 天 も 其 れ 其 れ も 深 入 志 する 先 手 の 者 引 其 時 に
弼 壹 寺 吾 城の 人 数 多 中 土 佐 衣 の 引 を 法 け 来る
土 佐 人 数 引 ふ し 志 く 伴 る 侍 弼 の 川 志 つ 志 くの
法 ひ 手 を 引 歳 見 に 法 け 来 る 侍 武 人 討 せ て
後 弼 の 川 ゝ かけ たり ける 縄 に 二 丈 刀 打 法 けられ

一 うわの瀬かゝを引付く敵かり手負して付もて
くだもまするへき様子故平地へ出て先立敵
打の為し 勤務の立所から手負の人数
おそうして たねの下知よりも平地に抜へ引ぶし
ろく先立敵をおさしへし 敵勤務も立所か
手勝ゝ味方の労敵あいとく引とりてきこえそ
人数を立るよりの抛別ゟ夜前の引ふもとして四
までもみちを仰るめ件

一 うわ郎 浜田の城えおもく来る付伺のあつまりの敵
城より細く取おとうかりとよ浜田の城の本丸よ
二里あまりさくとはそのそはに引りとおさくの
内に陣おて六日あまりそせめおりけるこりみてを
以てせいかりを二所より入るよりに太なをしりて座かり
こえよる所もとくりゟと塀よりへよ打つて堰浜田
随兵住ると城も知行も出すの後事めの件

一 浜田の城の本丸にて第指七の侍よ云い失をとりけて
みまし さかしく城中の敵方より中よりけられたへし
さそうふいやとハ中されそ打郎 此付侍にのかり
寂来て相傳し 結界は思い打とる故ねさてそ
あるよなりし時めのよ云りけりとしるとそ此侍
うい夫の注抗うけられしも注抗をおさしねかり城
あつくいまりて塀をおり入と突きさし云い夫の侍
討ゑりそもそう有の引けおきし功有のそのとも
云とめて言入をとし 禄かしまするくもかし たるとそ

中ゟる此法鮑を請し時体方伴室ゟ横かいく
しさもことよるいぬ志小をしのひて親敬知音
誰人も此の外まもしろしゟるめ仲

一 宇和郡の内此度越前と云人城ゟ持本城黒城
緑猿越 新城ゟ持 猿越の城を土佐の宿毛ゟ
居三里宿毛城を長宗我部右衛門ゟ云ゟ吉奈
と云所より猿越の城へ是道五里吉奈城を十市備
後守と云此備後守も是まて猿越の城を思ひ
右衛門ゟ備ゟ出されし口惜ゟ
き紐の人数を約そうへことりの城を三日後行然ゟ
ま家ゟ取め仲

一 此近所新城と云城を右衛門の横面を見て的のき
此度越前守居城へ右三ツの城乃人数一所ゟこそ
取め仲

一 宿毛十市ゟ居る南城ゟ居て出け来る大将来居
浮次兵衛光富修理共外城将ゟ物ゟ約付大備門
ゟ備中され横此いさかいを始りさせして越前居城
ゟ付城志く我ゟ居ゟされ人へ中ゟ申さりとも
越前城より指出町万を陽て城紙ゟる三日数捨
九日待分ハ敵城を三万よりとおしうゟ見て日々
法鮑会戦をおくまゟ付城の場をあらせて塀柵
を付させ夜白のさういもなし此度越前領分の城
数三ツの主人数居城へ一所ゟ籠ゟ数敵も多勢ゟ
見くたりけるよせ底是人数二ツよりけ来ゟ是城

一 伊与の内に於て法后（ほくか）来得（くりしま）此事人を長城何者も
得ずれども土佐よりも言語の後も御しき故人
たちも出し申されを年月打送る事なめ仲

一 大関御ちは元親公へ仰ぐるさるく頼を河波土佐
与国知行仕伊与讃岐与国彦之中相さ分仕さる
三河元親公御在本に於て伊与を今国進之仕相さよし
申ぐら御くに付く三七を御陣立て伊与を大和弁
法守殿三好孫七郎殿与御大将にて御人数六万河
波へ御渡し伊与へ老利（もり）殿三万にて打ゐるゝも
三河元親公河波の白地へ土佐よりも御打、御出陣
一 伊与金子の城中国府にせめをとされ金子（かねこ）討死
一 河波本津の城八日御せめあ御ゐにて城中の人数
土佐へ送らせらる
一 河波岩倉の城九日御せめあつかいにて城中の人数
土佐へ送らせらる

一 右此の様子ニ付て阿波讃岐両国の小城とも数ヶ所
退不申候

一 阿波一の宮乃城拾九日御せめ落シ候て此所ニて
右御先ケ国元親公へくだされ相済不申候

一 阿波讃岐伊予三ヶ国の内ニて元親公へ随分仕候とも有
彼是本領 法度之好西安付立へまでかり王故罷出
御条の附 大閤様へ申し出され往辰来漏高へ参
御知行相渡候やうにさせて西安共讃岐にて召抱
相渡申候

一 右三ヶ国の諸侍城持衆ハ本領之年々土佐より元
くけられ御勝之ひろう案故元親公へ随分まで
人数出し申させて其以後 大閤様よりも富
御条の御附ニ元親公へ本領ニ一味もし出侍ハと
くるしからず放ニ三ヶ国の国侍ともゝくして牢人へ仕り
可申候

大閤様よりも四国御預ケ被成候

一 土佐の国ハ其儘本領元親公相渡候

一 阿波の国蜂須賀家政公へ被相渡候 内壱万石 赤松
相渡候

一 讃岐の国千石拾長清殿相領 内 貳万石 三好正安相領

一 伊豫の国小早川隆景三拾五万石相領 貳万三千石

安田寺相領 三千石 徳之原 相領 壹万四千石

東鶴相領

三石正賀記之

仕代

此与冊以付百四拾六紙枚墨付八拾九枚

寛永拾六年五月十九日

薫蒲錦書之之八十 武隆

誰時文政十三庚寅春加三月辛酉呂時習館

御藏本寫之 珍奇之書也 珍之之 可称之之

薫蒲録巻之之 武拾三 大尾

中村直衛